

議第116号

山形県公安委員会委員の任命について

次の者を山形県公安委員会委員に任命することについて、警察法（昭和29年法律第162号）第39条第1項の規定により、同意する。

柴 田 曜 子

提 案 理 由

山形県公安委員会委員前田直己は、平成30年7月7日に任期が満了するので、その後任者を任命するため提案するものである。

議第117号

山形県人事委員会委員の選任について

次の者を山形県人事委員会委員に選任することについて、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により、同意する。

齋藤 豊

提 案 理 由

山形県人事委員会委員森秀夫は、平成30年7月8日に任期が満了するので、その後任者を選任するため提案するものである。

議第118号

山形県収用委員会委員及び予備委員の任命について

次の者を山形県収用委員会委員及び予備委員に任命することについて、土地収用法（昭和26年法律第219号）第52条第3項の規定により、同意する。

委員	半	田	稔
	伊	藤	陽介
	大	泉	みどり
	佐	藤	和志
予備委員	篠	田	卓洋

提 案 理 由

山形県収用委員会委員浜田敏、半田稔、大泉みどり及び小山壽夫は平成30年7月2日に任期が満了するので、また、同予備委員佐藤和志は平成30年7月2日に任期が満了するので、その後任者を任命するため提案するものである。